

2 選 第 号  
令和 2 年 12 月 日

(市町村名) 選挙管理委員会委員長 殿

愛知県選挙管理委員会  
委員長 加 藤 茂

愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について (依頼)

愛知県知事解職請求について、地方自治法施行令第 116 条で準用する同令第 93 条の 2 第 1 項の規定に基づき、請求代表者から一部市町を除く市区町村選挙管理委員会に対し、愛知県知事解職請求者署名簿が仮提出されたところです。

そのような中、市区町村選挙管理委員会に対して署名簿に関する自己情報開示請求を行った県民の方からは、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が寄せられたほか、請求代表者の一部からは不正な署名が多数存在することから署名簿の慎重な取扱いを要望する文書がいくつかの選挙管理委員会に対して提出されているところです。

また、県選挙管理委員会が複数の市区町村選挙管理委員会に聞き取りを行ったところ、適正な署名収集が行われたかどうか疑義がある署名が相当数見られたとの声もあったところです。

直接請求に関する罰則として、署名の偽造に関する罪 (署名偽造罪) があります。単なる制度の認識誤りではなく、組織的・意図的に署名が偽造されているようなことが行われているものであるとすれば、直接請求制度の信頼性を揺るがすことにつながりかねないものであります。

そこで、今回の署名活動が適正に行われていたかどうかを確認するため、別記のとおり調査を実施したいと存じます。

調査の結果につきましては、単なる公表に留まらず、直接請求制度が適切に運用されるための検討材料とするとともに、総務省に対し、現行制度の問題点・課題等を提起することも考えております。

なお、調査の結果によっては、今後様々な展開が想定され、その中には地方自治法上の罰則の適用に向けたものもありますが、その際には改めて対応を協議させていただきます。また、署名簿については、別記 7 (2) のとおり、県からの指示があるまで厳重に保管してください。

各市町村選挙管理委員会におかれましては、この趣旨を踏まえ、御協力いただくようお願いいたします。

担当 選挙管理委員会事務局 (天野、有田)  
電話 052-954-6069 (ダイヤル)

## 1 調査対象

仮提出のあった署名簿の全署名とする。

## 2 調査内容

仮提出のあった署名簿について、「愛知県知事解職に関する直接請求事務資料」等を参考にして、有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認する。

なお、署名簿に書かれた本人など、第三者への聞き取り調査（実地調査、証人尋問）等は実施しない。

## 3 調査結果報告様式

署名調査表（別添のエクセルファイル）

※ 調査表の作成に当たっては、別添調査要領を参照のこと。

## 4 回答期限

直ちに調査に着手していただき、速やかに回答していただきたい。

## 5 調査結果の取扱いについて

調査結果については、県において公表することを予定しているが、調査の結果によっては、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されます。今後の対応については、現在、警察当局と協議中であることから、調査期間中はもちろんのこと、調査結果の報告後においても、県からの指示があるまでは外部への公表は行わないこと。

## 6 調査に要する経費

署名の調査に要する経費については、各市町村あて交付することを予定しているが、詳細については別途通知する。

## 7 その他

(1) 今回の調査は、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されることから、選挙管理委員会の確認を経た上で回答すること。

(2) 5に関連して、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになった場合、署名簿は重要な証拠物件となります。今後の対応については、現在、警察当局と協議中のため、県からの指示があるまでは請求代表者からの署名簿の返付には応じず、厳重に保管すること。